

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、個人住民税賦課に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

## 評価実施機関名

松山市長

## 公表日

令和5年11月13日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	<p>松山市の個人住民税賦課業務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>1. 課税準備事務  (1) 個人世帯状況の整理  賦課期日(1月1日現在)時点の住民登録者、前年中の転出者、前年中の死亡者などを、統合宛名システムより賦課期日時点の現況の反映を行う。  (2) 住民税申告書提出依頼の発送  住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、松山市で申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>2. 課税資料受付  (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX)  特別徴収事業所(以下「特徴事業所」という。)から提出された給与支払報告書を受け付ける。  ・内容チェック(特徴事業所の有無や、所得、控除内容等)を行い、不備がある場合は、再提出依頼を行う。  ・氏名、生年月日等に基づいて個人の特定を行う。  (2) 住民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料せんの受領(紙、国税連携電子データ)  個人から提出された確定申告書、住民税申告書等を受け付ける。  ・内容チェック(所得、控除内容等)を行い、必要があれば修正を行う。  ・氏名、生年月日等に基づいて個人の特定を行う。  (3) 公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX)  年金保険者から提出された公的年金等支払報告書を受け付ける。  ・内容チェック(所得、控除内容等)を行い、不備がある場合は、再提出依頼を行う。  ・氏名、生年月日等に基づいて個人の特定を行う。  (4) 他市町村への資料回送  本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>3. 賦課決定事務  課税資料として受付けた個人毎の複数の課税資料を突合せ賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人及び特徴事業所へ税額の通知をする。  (1) 課税資料の併合(重複資料のチェック)  松山市では提出された課税資料について個人単位にとりまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、適正な課税決定ができるように取りまとめる。  (2) 納税通知書の作成  賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。</p> <p>4. 賦課更正事務  賦課決定通知後に松山市による調査事項や、本人及び事業所等からの申告内容の修正、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。  (1) 更正決定通知  更正を行った後に特徴事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>5. 調査事務  (1) 扶養調査  扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。松山市で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合は賦課内容の更正を行う。  ※配偶者及び扶養親族が松山市以外に居住の場合は、居住地の自治体に扶養照会を行う。  (2) 税務署通知  松山市が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、松山市が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>6. 課税(所得)証明書の発行  賦課情報に基づき、申請に応じて課税(所得)証明書を発行する。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、統合宛名システム、課税原票管理システム、国税連携システム(eLTAX)、国税連携支援システム、審査システム(eLTAX)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法第9条第1項 別表第一の第16の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4、第60条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市 理財部 市民税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市理財部市民税課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 Tel(089-948-6290)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 4 ②法令上の根拠		項番120を繰り上げ項番119に修正。 項番85の2を追加。	事後	番号法改正(別表第2)に伴う修正
平成28年8月26日	I 7 請求先	松山市 総務部 行政情報課	松山市 総務部 文書法制課	事後	課名(名称)変更に伴う修正
平成28年8月26日	I 3 法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項を追加	事後	条例改正に伴う修正
平成28年8月26日	I 5 ②所属長	課長 朝村 隆徳	課長 高木 祝二	事後	人事異動に伴う修正
平成28年8月26日	II 1 いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年8月26日	II 2 いつの時点の計数か	平成26年10月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年9月6日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	○番号法第9条第1項 別表第一の第16の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ○松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令上の根拠を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠を追加
令和2年3月19日	I 1 ②事務の概要	<p>2. 課税資料の受付</p> <p>(3) 公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX)</p> <p>年金保険者から提出された公的年金支払報告書を受け付ける。</p>	<p>2. 課税資料の受付</p> <p>(3) 公的年金等支払報告書の受付(紙、eLTAX)</p> <p>年金保険者から提出された公的年金等支払報告書を受け付ける。</p>	事後	誤記載による修正
令和2年3月19日	I 1 ②事務の概要	<p>5. 調査事務</p> <p>※控除対象配偶者及び扶養親族が松山市以外に居住の場合は、居住地の自治体に扶養照会を行う。</p>	<p>5. 調査事務</p> <p>※配偶者及び扶養親族が松山市以外に居住の場合は、居住地の自治体に扶養照会を行う。</p>	事後	法改正による記載事項の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、113、114、115、116、119の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠を修正
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	年金保険者から審査システム(eLTAX)への事務の流れの表記中「②申告情報(電子)(年金支払報告書)」	年金保険者から審査システム(eLTAX)への事務の流れの表記中「②申告情報(電子)(公的年金等支払報告書)」	事後	誤記載による修正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	年金保険者からパンチ事業者(※職員)への事務の流れの表記中「②申告情報(紙)(年金支払報告書)」	年金保険者からパンチ事業者(※職員)への事務の流れの表記中「②申告情報(紙)(公的年金等支払報告書)」	事後	誤記載による修正
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		他自治体から審査システム(eLTAX)への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「②申告特例通知」の表記を追加	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	封入封緘事業者から住民へのその他の情報の流れ表記中「⑨税額通知」	封入封緘事業者から住民へのその他の情報の流れ表記中「⑨税額通知(紙)」	事後	記載事項の補足追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容	封入封緘事業者から給与支払者への特定個人情報の流れ表記中「⑨税額通知」	封入封緘事業者から給与支払者への特定個人情報の流れ表記中「⑨税額通知(紙)」	事後	記載事項の補足追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		個人住民税システムから給与支払者及び審査システム(eLTAX)から給与支払者への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑨税額通知(電子)(給与特徴)」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		個人住民税システムにおける個人住民税情報ファイルから審査システム(eLTAX)への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑭特定個人情報ファイル(本人確認用)」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		個人住民システムから国税連携システム(eLTAX)への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑮税務署通知データ」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I (別添1)事務の内容		国税連携システム(eLTAX)から国税庁への事務の流れに特定個人情報の矢印を追加及び「⑮税務署通知データ」の表記を記載	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	I(備考) (別添1)事務の内容	⑨住民、給与支払者へ税額通知等を行う。また、eLTAXシステムより年金支払者に通知する。(給与支払者へ通知する税額通知は課税年度によっては特定個人情報ではない。)	⑨住民、給与支払者及び年金支払者へ税額通知を行う。	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の修正
令和2年3月19日	I(備考) (別添1)事務の内容		次の文を追加する。 ⑭松山市において蓄積している個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)に格納する。	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月19日	I (備考) (別添1)事務の内容		次の文を追加する。 ⑮ 税務署通知データを、国税連携システム (eLTAX)を通じて国税庁へ送付する。	事後	平成30年度運用見直しに伴う記載事項の追加
令和2年3月19日	II 1 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	II 2 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	IV8. 監査 実施の有無	[ ]外部監査	[ ○ ]外部監査	事後	監査実施による修正
令和3年2月2日	II 1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年2月2日	II 2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠を修正
令和3年11月11日	II 1 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	II 2 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅱ1 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	Ⅱ2 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月13日	Ⅱ1 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	Ⅱ2 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
R5.11.13	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4、第60条</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の27の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	法令上の根拠を追加